

広島県告示第四百二十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

江田島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二十六年七月二十八日	午前10時30分～午後0時 午後1時30分～午後3時	切串公民館 宮ノ原公民館
平成二十六年七月二十九日	午前10時30分～午後3時	江田島市役所大須出張所
平成二十六年七月三〇日	午前10時30分～午後0時 午後1時30分～午後3時	江田島市役所津久茂出張所 江田島市役所江田島支所
平成二十六年七月三十一日	午前10時30分～午後3時	江田島市役所江田島支所
平成二十六年八月一日	午前10時30分～午後3時	呉農協三高支店
平成二十六年八月四日	午前10時30分～午後3時	中町公民館
平成二十六年八月五日	午前10時30分～午後0時	呉農協旧大君ふれあい店
平成二十六年八月五日	午後1時～午後3時	呉農協大古支店

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二十六年七月二十八日 平成二十七年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会